

「児童引き渡し」保護者マニュアル [2022年8月]

通津小学校

1. 保護者への「児童引き渡し」を実施する場合

- 大規模な自然災害（地震・津波・洪水等）が発生し、大きな被害が出た場合や、大きな被害が予想され、児童のみで下校が危険な場合
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合や、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走し、児童に危害が及ぶ恐れがある場合
- 熊などが出没し、児童に危害が及ぶ恐れがある場合
- 新型コロナウイルス感染症などにより、児童を早急に帰宅させる場合

2. 保護者への連絡方法

- (1) メール配信ができる場合
学校から保護者にメールを配信し、児童の引き取りを依頼します。
(※常時、お子さんの一人ひとりについて、該当学年のメール登録をしておいてください。)
- (2) 停電などで、メール配信ができない場合
学校に児童を待機させ、保護者の来校を待ちます。
災害状況を踏まえ、保護者の判断で来校するようにしてください。

3. 「児童の引き渡し」の場所

- (1) 大規模な自然災害
 - ① 原則、小学校「講堂」(またはグラウンド)を引き渡し場所とします。
(講堂は市指定の避難場所でもあります。)
 - ② ただし、津波・洪水被害回避の場合等は、校舎の屋上や3階に避難しますので、「校舎」を引き渡し場所とします。
 - ③ 状況によっては、「通津中学校」や「つづの里(市指定避難場所)」に移動する場合があります。
- (2) 不審者・凶悪事件・熊などの出没等
 - ① 原則、小学校「講堂」を引き渡し場所とします。
 - ② ただし、児童の心理的な動揺により学校「講堂」での引き渡しが望ましくない
と判断した場合は、設定した場所をメール等でお知らせします。

4. 「引き取りに来る人」

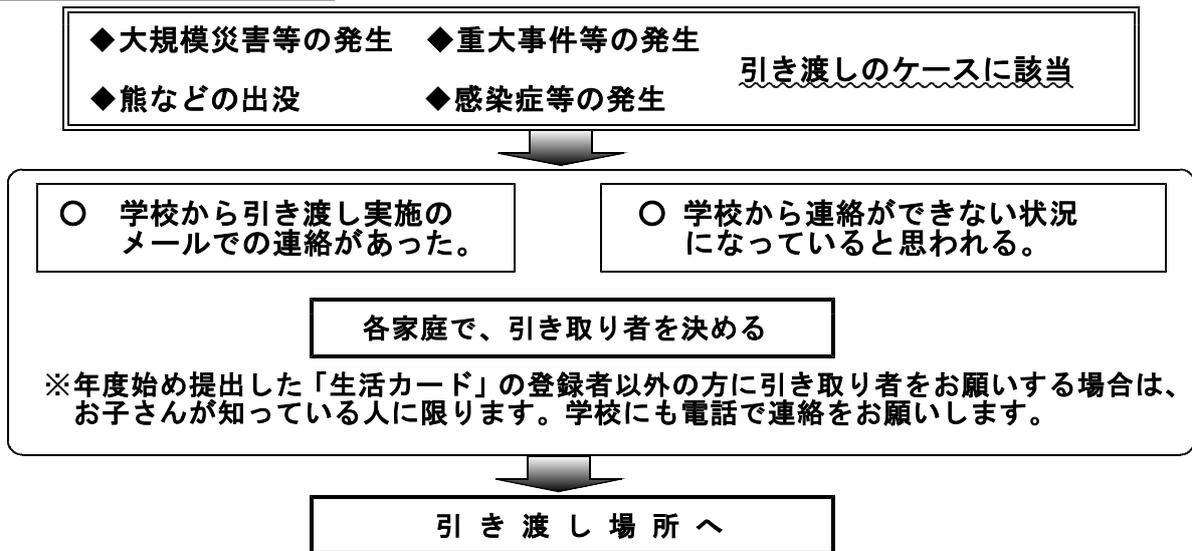
- 安全で確実な引き渡しのために、原則、「引取登録者」にお願いします。
※毎年度始め(または、転入時)提出していただく「生活カード」の中で、緊急引き渡しの際の「引き取りに来る人(引取登録者)」を決めています。
- 「引取登録者」以外の方が引き取りに来られる場合には、必ず児童が(をではない)確認できる方をお願いします。お子さんが知らない人には引き渡しはできません。保護者の方から、学校にその旨ご連絡いただくと、安心してお子様を引き渡しすることができます。ぜひ、電話連絡をお願いします。

【参考資料】

万が一、南海トラフ地震が発生した場合、津波が発生した場合、山口県には、最大で3.8mの津波が、最短で2時間後に到達すると想定されています。(国の地震調査委員会による)

<裏面へ>

5. 引き渡し手順



(1) 受付

- ◇講堂または運動の待機場所（下図参照）のお子さんの学級の列に並んでください。本校に兄弟姉妹がいる場合でも、学校がお子様を確実に引き取り者にお渡しするために、原則、お子さん一人ひとりを各学級で引き取りをお願いします。
- ◇職員に、「〇〇の母（父など）です。」と教えてください。
「引き取りカード」運転免許証の提示はなくします。

(2) お子さんによる引き取り者の確認

- お子さんによる確認をします。「私の母です。」「ぼくのおじいちゃんです。」
- ※お子さんが知っている人でないと引き渡すことはできません。

(3) 引き渡し

- お子さんによる確認後、引き渡しを行います。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を学校職員に伝えてください。

(4) お願い

- 安全に整然と確実に児童の引き渡しを行うために、次の点にご留意ください。
- ・私語は控え、できる限り静かな状態を維持してください。
 - ・児童の待機場所から勝手にお子さんを連れて行かないでください。
 - ・自動車の渋滞が予想されます。可能な限り徒歩でお越しください。
 - ・自動車で来られる場合は、一層の交通安全に努めてください。
 - ・通津小学校（講堂）は、市の避難場所に指定されています。開設にあたっては岩国市役所の職員が対応しますが、その際、小学校の対応を急遽変更することも考えられます。その他にも、情報が十分にお伝えできなかったり、伝えた内容を急遽変更することも考えられます。冷静に臨機応変にご対応くださいますようお願いいたします。

(5) 車両の学校への入り方・出方

